

○大府市社会福祉団体活動費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の向上及び増進に寄与するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において交付する大府市社会福祉団体活動費補助金等（以下「補助金等」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称、補助金等の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）、補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとし、同表第9項及び第10項に規定する補助対象団体に対する補助金等交付の要件は、別表第2のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等の交付の申請は、補助対象事業の開始までに行うものとする。ただし、補助対象年度における補助対象団体の予算、事業計画等の決定が補助対象事業の開始後となる場合は、その決定後に申請することができる。

(補助金等の交付)

第4条 市長は、補助金等の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助団体」という。）からの請求により、補助金等を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金等を2回に分割して交付することができる。

(補助団体の責務)

第5条 補助団体は、交付を受けた補助金等を公正かつ効率的に使用し、当該事業の誠実な実施に努めなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年５月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１０日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

	補助金等の名称	補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費
1	社会福祉法人大府市社会福祉協議会補助金	社会福祉法人大府市社会福祉協議会	(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する事業 (2) ボランティアセンター運営事業及びボランティア団体の活動事業	市との共催事業の総事業費（人件費その他の事務局の運営に必要な経費のうち大府市社会福祉協議会が負担するものをいう。）の 2 分の 1 大府市社会福祉協議会職員（市と大府市社会福祉協議会が協議の上、別に定める者に限る。）の人件費
2	大府市民生児童委員協議会補助金	大府市民生児童委員協議会	(1) 大府市民生児童委員協議会の発展及び委員の連携を図るための事業 (2) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 24 条に規定する任務	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、研修費、補助金（関係機関への会費、分担金は除く。）、その他事業の性質上真に必要と認められる経費
3	大府市遺族会補助金	大府市遺族会	戦没者遺族の生活の向上及び福祉の増進のために行う事業	ただし、上記のうち、親睦又は慰労に係る経費及び慶弔又は顕彰に係る経費は除く。
4	愛知県原水爆被災者の会（愛友会）大府支部補助金	愛知県原水爆被災者の会（愛友会）大府支部	原水爆被災者の生活の向上及び福祉の増進のために行う事業	
5	公益財団法人不老会大府・東浦地区補助金	公益財団法人不老会大府・東浦地区	献体及び角膜の提供を希望する者の生活の向上並びに福祉の増進のために行う事業	
6	大府市手をつなぐ育成会補助金	大府市手をつなぐ育成会	心身障がい児（者）のための各種福祉施策の推進及び実践に係る事業	
7	大府市身体障がい者福祉協会補助金	大府市身体障がい者福祉協会	(1) 身体障がい者の自立更生及び福祉の増進のための事業 (2) 各種福祉施策へ参加する事業	
8	大府地域精神障がい者家族会補助金	大府地域家族会かざぐるま会	(1) 精神障がい者の自立更生及び福祉の増進のための事業 (2) 各種福祉施策へ参加する事業	

9	ゴールドデンクラブおおぶ補助金	ゴールドデンクラブおおぶ	(1) 高齢者の生活が健全で豊かなものになるよう、高齢者の福祉の増進を図るための事業 (2) ゴールドデンクラブおおぶに属する単位クラブ（以下「単位クラブ」という。）との連絡調整のための事業
10	ゴールドデンクラブおおぶ（地区クラブ）補助金	ゴールドデンクラブおおぶに属する地区クラブ（単一又は複数の単位クラブで構成され、一の地区を活動範囲としているものをいう。以下「地区クラブ」という。）	高齢者が自己の生活及び地域福祉の向上のために行う福祉事業並びに文化事業（地区クラブを構成する単位クラブの会員数の合計により算定する次の額を上限とする。） ・ 70人以上の地区クラブ 月額5,200円 ・ 50人以上69人以下の地区クラブ 月額4,800円 ・ 40人以上49人以下の地区クラブ 月額4,000円 ・ 30人以上39人以下の地区クラブ 月額3,500円
11	大府市福祉・健康フェア事業交付金	大府市福祉・健康フェア実行委員会	市民の福祉及び健康に対する意識の向上と理解を深めるために行う事業

別表第 2（第 2 条関係）

補助金等交付の要件	
ゴールデ ンクラブ おおぶ	組 織
	運 営
	活 動
	経 理
	地区クラブを構成する単位クラブが、次に規定する要件を満たしていること。
ゴールデ ンクラブ おおぶ （地区 クラブ）	組 織
	運 営
	活 動
	経 理
	活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了後 5 年間保管しておくこと。